

## 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可審査の厳格化等について

関西学院大学経済学部名誉教授 村田 治

中央教育審議会答申では、今後の高等教育政策の目的の一つとして、高等教育全体の「規模」の適正化を掲げ、そのために、厳格な設置認可審査への転換が提言されている。厳格な設置認可審査の実現にむけては、今後の厳しい大学経営環境の下で運営が継続的にできるかどうかを一層厳しい基準で審査するだけでなく、審査体制・プロセスもあわせて、見直すべきと考える。

### 1. 審査体制・プロセスの見直しについて

- 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会委員の構成について、経済界をはじめ、会計士、弁護士等の委員の数を今以上に増やした上で、委員を複数チームに分け、審査期間中は、担当する申請案件について、同チームによる一貫した体制の下で議論を重ねることで、社会の多様な視点に基づく、より充実した審査を行うべきではないか。
- 審査プロセス中、申請者への審議会からの意見の伝達回数を減らし、申請者が審査意見に対する回答作成に十分な検討の時間を確保しつつ、より丁寧な審査を行うようにすべきではないか。
- このほか、既存の財務関係の申請書類は申請時に提出を求めることや、学校法人分科会と大学設置分科会の審議状況を共有する機会を設けること、委員構成の見直しに伴う委員への事前の基本的制度の情報を共有することなど、より充実した審議が行えるような、運用の改善を行うべきではないか。

### 2. 審査基準の厳格化等について

#### (1) 経営状況や財務計画の見通し等に係る審査の厳格化

- 経常収支差額3ヵ年連続マイナス、かつ、直近年度の外部負債が運用資産を上回っている場合は不可としてはどうか。また、大学新設の場合、申請時に保有すべき経常経費を1年分（現行基準）から2年分へ引き上げてはどうか。
- 審査事項として、リスクシナリオの妥当性について審査を新たに実施すべきではないか。設置認可後、原則として、開設年度に入学した学生が卒業する年度（完成年度）までの間学校法人分科会が行うAC（アフターケア）調査について、リスクシナリオを遵守すべき状況にあるかどうかを判定し、遵守するよう指摘を行うようにしてはどうか。その上で、リスクシナリオが遵守されない場合には、私学助成の不交付も含めて減額を検討すべきではないか。

## (2) スクラップ・アンド・ビルド、再編・統合の推進に向けた見直し

- 既設の組織に定員割れをしている学部等がある場合に「不可」とする定員充足率の基準を0.5倍から0.7倍に引き上げてはどうか。一方で、申請者におけるスクラップ・アンド・ビルドや再編・統合の判断に資するよう、当該学部を廃止する具体的に定められた計画があり、大学の収容定員の総数は増加しない場合等は、この基準の例外としてはどうか。
- 大学間の再編・統合が進むよう、定員充足状況が厳しい大学等を統合した場合に、結果として法人内に定員未充足の組織を抱えることにより現行では適用されるペナルティ措置を緩和してはどうか。

## 3. 審査スケジュールの見直し

認可された大学等の初年度の学生確保に資するため、1月程度、審査スケジュールの見直し（認可の前倒し）を行うべきではないか。その際、直近の年度の財務関係書類の提出のタイミングや、厳格な設置審査の観点から継続審査（保留）の可否についても、併せて検討すべきではないか。

## 4. 設置者変更の審査の厳格化

設置者変更の認可申請においても、大学等の新設の審査の改善と同様に、多方面の委員から構成され、より充実した体制で審査を実施するとともに、リスクシナリオの遵守を求め、遵守されない場合の対応も実施すべきではないか。

## 5. 改正スケジュール

周知期間等を考慮し、令和10年度開設申請（令和8年10月申請分）から適用すべきではないか。ただし、不可となる既設学部の定員充足率引き上げについては、法人の準備の必要性を勘案し、令和11年度開設申請から適用すべきではないか。

また、このような厳格化の取組を実施した後、審査の実施状況や高等教育全体の規模の適正化の観点から、必要に応じ、更なる設置認可の厳格化も検討すべきではないか。